

資料2

令和5年度 事務事業評価書(8月25日 外部評価分)

令和5年8月25日

	資料名	頁
①	福岡県庁知的障がい者就業支援事業	人事課 1
②	国際金融機能形成促進事業	総合政策課 3
③	障がい者文化芸術活動推進事業 (障がい者アート作品レンタル事業)	文化振興課 5
④	脱炭素社会推進事業 (中小企業支援)	環境保全課 7
⑤	農商工連携強化事業	新事業支援課 9
⑥	動物保健衛生推進事業	畜産課 11
⑦	パトロール強化事業	警察本部地域部地域総務課 13

(様式1号)

R5年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	福岡県知的障がい者就業支援事業			部課(室)	総務部 人事課	事業 開始年度	R3
総合 計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	11	雇用対策の充実、魅力ある職場づくり	
	小項目	2	求職者（若者、女性、中高年、高齢者、障がいのある人）の状況に応じたきめ細かな就職支援	具体的な取組	5	障がいのある人の就業支援	

1 事業のねらい・目的

- 本県の障がいのある人を対象とした採用試験は全ての障がい種別を対象としているが、これまでに知的障がいのある人の採用実績がない。この現状を踏まえ、知的障がいのある人に「公務職場における働く場」を提供する。
- 県庁に勤務する職員が知的障がいのある人と共に働く機会を拡大し、知的障がいのある人と働くことに対する職員の理解醸成を図る。

2 事業概要

令和3年度から新規に取り組んでいる事業であり、知的障がいのある人に更なる「公務職場における働く場」を提供する観点から、令和5年度からはオフィスマネージャー（知的障がいのある人）をさらに2名、オフィススタッフを1名増員し、引き続き事業を実施する。

1 ワークサポートオフィスマネージャーの雇用

- ・任用者数 6名（知的障がいのある人）
 - （県庁内の各課から依頼された業務に従事することとしており、想定される当該業務量を踏まえたもの）
- ・身 分 パートタイム会計年度任用職員
- ・勤務時間 週30時間（1日6時間・週5日）勤務 ※勤務時間は他県実績を参考
- ・報 酬 日額5,690円 ※行政職給料表1級5号給（事務補助）
- ・業務内容 公文書等の封入・発送作業、印刷・コピー業務、文書集配、シュレッダー作業等、パソコンでのデータ入力 等

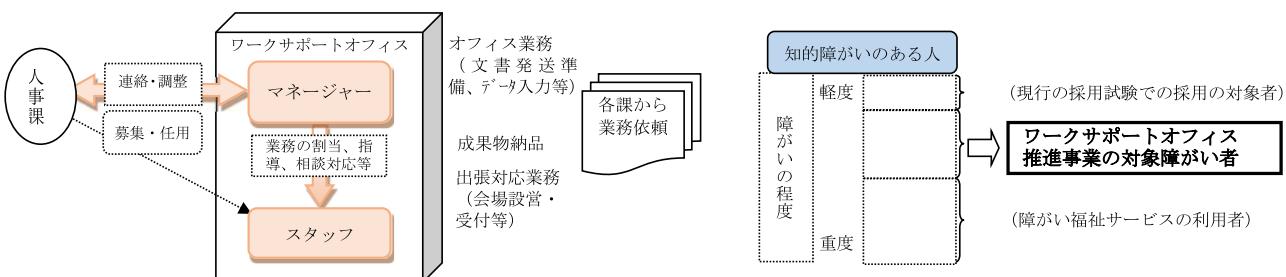
2 ワークサポートオフィスマネージャーの雇用

- ・任用者数 3名（週3日勤務）
 - ・身 分 パートタイム会計年度任用職員
 - ・勤務時間 週23時間15分（1日7時間45分・週3日）勤務
 - ・報 酬 日額11,040円 ※行政職給料表1級5号給
 - ・業務内容 オフィスマネージャーの業務指導、勤怠管理、業務割振り、その他日常的な支援相談 等
- ※ 特別支援学校の教員や障がい福祉関係業務の経験がある者を想定。

3 ワークサポートオフィスの運用

- ・事務用品の購入、コピー機借り上げ等の職場環境整備

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標	R3	R4	R5	R6	R7	R8
知的障がいのある人の任用数（会計年度任用職員）	目標 2名	4名	6名	6名	6名	6名
実績	2名	4名	6名			

【成果指標の設定根拠】

令和2年3月に策定された福岡県障がい者活躍推進計画に基づいて知的障がい者の積極的な雇用を行うため、各年度の任用数を成果指標とする。

【目標値の設定根拠】

他団体の状況や業務量を見据えたうえで6名を設定。（周知期間を考慮して段階的に増やすこととしたもの）

公務職場での業務経験を積んだスタッフは3年を目途に民間企業等へ就職していくため、R6年度より、毎年度新たなスタッフを2名程度任用することとなる予定。

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】**(評価、要因)**

- ・ 知的障がいのある人の任用数は目標を達成しており、「公務職場における働く場」を提供することができた。
- ・ また、任用後の定着のため、各スタッフの勤務状況や体調等を隨時マネージャーと共有し、必要に応じてサポートを行うこととしており、これまでに任期満了前の退職者は発生していない。
- ・ 任用数の増加や庁内への周知・口コミによる知名度の向上に伴い、令和3年度は185件だった業務実施数が令和4年度は343件に増加しており、各所属の業務効率化に寄与した。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

スタッフの特性に合わせて業務日誌の様式を見直し、個人の得意分野や課題・困りごとをマネージャーが具体的に共有できるようにしたことで、より実効的な業務分担や作業指示方法の見直しが可能となっている。

4 事業費（千円）	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	13,101	22,913		時間	371	371	
（うち一般財源）	13,066	22,802		人件費（千円）	1,499	1,499	

5 見直しの内容

継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）一部改善 縮小 ）
 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

- ・ 知的障がいのある人に対する「公務職場における働く場」を継続し、スタッフの技術力や応用力向上のため、多種多様な業務を実施していく必要がある。

【見直し内容】

- ・ オフィスの状況やスタッフの体調をみながら、公文書のデジタル化業務等の新たな業務にも対応していく。

(様式 1 号)

R5 年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	国際金融機能形成促進事業			部課(室)	企画・地域振興部 総合政策課	事業開始年度	R3	
総合計画	4つの柱	1	世界を視野に、未来を見据えて成長し、発展する		中項目	2	世界から選ばれる福岡県の実現	
	小項目	1	国内外からの戦略的企業誘致		具体的な取組	6	国際金融機能の誘致	

1 事業のねらい・目的	<ul style="list-style-type: none"> 成長資金を供給するベンチャーキャピタル等の資産運用業者及び、金融の新たな潮流であり、金融DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進するFinTech企業に対する誘致に向けた活動や体制の強化を図り、国際金融都市の形成を推進することで、世界から選ばれる福岡県の実現を目指す。 地域経済のより一層の活性化、国際化等のための国際金融機能の誘致に向けて、産学官がオール福岡で取り組んでいくための推進組織「TEAM FUKUOKA」を中心に、プロモーション活動や受入環境の整備を行う。 						
2 事業概要							
<p>1 競争力のある制度の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 国への要望活動 税制優遇措置や規制緩和、行政手続きの英語化等を国へ要望 (2) 拠点開設補助金 国内外の金融機関が新たに福岡県に拠点を開設する際に発生する初期費用の一部を補助 (3) FinTech導入支援金 福岡県進出を決めた海外のFinTech企業のサービスを導入する際に発生する費用の一部を補助 <p>2 プロモーション活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 情報収集活動 国際金融機能の誘致に係る情報収集のため、業界団体等と協議 (2) 広報資材の作成 広報資材（金融機関やFinTech企業向けのパンフレット等）の作成 (3) 金融関連展示商談会への出展 金融界における福岡県の知名度向上のため、国内外で開催される金融関連の展示商談会に、TEAM FUKUOKAのメンバーと共にブースを出展 (4) ホームページの更新及び運営 進出企業や国際金融アドバイザーによる福岡県の魅力に言及したインタビュー動画などのコンテンツを追加 <p>3 魅力あるビジネス機会の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 国内外の投資家と地元企業等のマッチングイベントを開催 (2) FinTech企業と地元金融機関等のマッチングイベントを開催 <p>4 誘致活動</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 国際金融アドバイザリー契約の締結 国際金融機能の誘致に係る課題解決、施策立案のため、コンサルティング会社とアドバイザリー契約を締結 (2) 国際金融機関誘致活動支援業務 誘致対象企業のリストアップ、進出可能性判断、進出関心企業に対する個別面談及び誘致実現に向けたサポート等をコンサル等に委託 (3) 海外金融機関等招聘事業 福岡県進出に興味を持つ海外の金融機関等を招聘し、福岡県の魅力を直接PR (4) 国際金融アドバイザー・駐日外国公館と連携した誘致対象企業等の招聘 国際金融アドバイザー等と連携し、海外の誘致対象企業や関係団体が来日する機会を捉え、福岡県へ招聘し、地元金融機関・企業とのビジネスマッチングを実施 (5) 米国におけるプロモーション等誘致活動 誘致対象企業が集積する米国において誘致プロモーションを実施 (6) 金融コミュニティへの参加 金融業界の交流の場であるコミュニティに参加し、誘致活動を実施 (7) 海外誘致対象企業への誘致活動体制の強化 海外でのPR活動や海外誘致対象企業との連絡業務等の円滑化を図るため国際金融人材を任用 							
【事業スキーム図】							
<pre> graph LR A[福岡県] -- "直接執行" --> B["要望、ビジネス機会の創出（ビジネスマッチングなど）、招聘事業"] A -- "委託" --> C["国際金融アドバイザリー契約、誘致活動支援業務、プロモーション（展示会出展、HPなど）"] A -- "助成" --> D["拠点開設補助金、FinTech導入支援金"] </pre>							

3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R3	R4	R5	R6
FinTech企業と地元金融機関とのマッチング (商談開始率)	目標	-	70%	70%	70%
	実績	-	100%	70% (予定)	-

【成果指標の設定根拠】

- ・FinTech企業（TEAM FUKUOKAの重点誘致対象）を福岡県に誘致するには、地元（福岡・九州）でのビジネス創出・拡大が重要であるため、ビジネスマッチングの商談開始率を成果指標として設定。

【目標値の設定根拠】

- ・福岡県が実施する同種イベントである「福岡ベンチャー・マーケット」の商談開始率（実績）を根拠として設定。

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

- ・ビジネス機会を創出するマッチングにより、業務提携の検討などビジネス進出に向け一定の効果が出ている。

(要因)

- ・事前にFinTech企業のマッチングニーズを把握し、そのニーズに沿ったマッチング対象企業を紹介することができたため。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

- ・無

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- ・海外プロモーション（展示会への出展）において、連携協定を締結している一般社団法人Fintech協会や東京都、大阪府等と共同出展することで集客力を高めることができた。また、福岡県内の企業と一緒に参画することで、福岡県の費用負担を軽減することができた。

4 事業費（千円）	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	61,900	85,783	-	時間	9,960	13,989	-
(うち一般財源)	61,900	85,783	-	人件費（千円）	40,219	56,488	-

5 見直しの内容

(継続) (拡充)

改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）

一部改善

縮小)

終了 (完了)

再構築（他の事業に組み替え） 廃止)

【上記の理由】

- ・国際金融機能誘致を推進するためアジア地域でのプロモーション活動のほか、誘致対象企業の多くが集積する北米地域での誘致体制を強化するとともに、国事業との連携を図る。
- ・拡充にあたっては、スクラップアンドビルトの観点から、事業進捗状況を踏まえ、不要となった事業の一部の見直しを行う必要がある。

【見直し内容】

- ・福岡県進出を決めた海外のFinTech企業のサービスを導入する際に発生する費用の一部を補助する制度について、申請状況を踏まえ廃止。（予定）
- ・誘致対象企業の多くが集積している北米地域からの誘致を促進するための方策を検討。
- ・資産運用業等を対象とした国主催イベント「Japan Week（仮称）」への参画を検討。

(様式1号)

R5年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	障がい者文化芸術活動推進事業 (障がい者アート作品レンタル事業)			部課(室)	人づくり・県民生活部 文化振興課		事業開始年度	R3
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	14	文化芸術の振興		
	小項目	1	文化芸術の振興	具体的な取組	3	障がいのある人の文化芸術活動の推進		

1 事業のねらい・目的

- 障がいのある人が持っている多様な能力・才能に触れる機会を県民に提供することで、県民の障がいのある人及び障がい福祉に対する理解と認識を深める。
- 障がいのある人が文化芸術活動を通じて社会参加（作品の価値発信、収入向上）する機会を確保するとともに、さらなる制作意欲の向上を推進する。

2 事業概要

- 障がい者アート作品レンタル事業

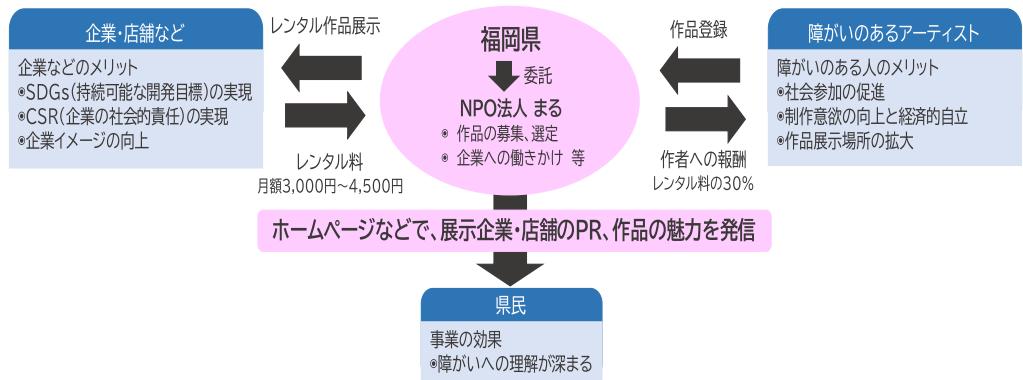
①レンタル事業

- ・ 障がいのある人の芸術作品の価値発信、収入向上を支援するため、芸術的価値の高い障がい者アーティストの作品について展示用レプリカを制作し、官公庁や企業、団体等に貸与。レンタル料金の一部（30%）を制作者へ還元し、残り（70%）については、受託業者の収入として事業費に充当。
- ・ 本事業の特設ホームページに、レンタル作品を掲載し、その魅力を発信するとともに、レンタル先の企業や店舗を紹介。

②府内展示による事業PR

- ・ 県民への事業PR及び作品発表の場として、県庁舎内にもレンタル作品を展示。

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標	目標	R3	R4	R5	R6	R7	R8
企業等に有料で貸し出された障がい者のアート作品数（年度毎）（総合計画）	目標	30件	66件	102件	138件	174件	210件
	実績 (理論値※1)	57件	84件	(※2) 22件			

※1 当該年度のレンタル収入（実績）を、4つあるレンタルプランの平均価格3,750円／件×12月で割り戻した件数。

※2 令和5年6月30日現在。

【成果指標の設定根拠】

- ・ 障がいのある人が持っている多様な能力・才能に触れる機会を県民に提供するとともに、障がいのある人の収入向上、文化芸術活動を通じた社会参加を推進するため、様々な場所で障がいのある人が制作したアート作品を楽しめるよう、レンタルされたアート作品数を成果指標として設定する。

【目標値の設定根拠】

- ・ 受託事業者への事業譲渡を前提に、事業開始6年目（令和8年度）から黒字化（レンタル収入が約950万円超）することを目指し、令和8年度のレンタルされる作品数を210件として目標値を設定。
- ・ 事業初年度となる令和3年度から令和7年度までの5年間のアート作品数の目標値は、目標値210件まで毎年度適増していくものと想定。

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

- ・ 令和4年度は、目標66件（レンタル収入：約300万円）を上回る、延べ333件（レンタル収入：約380万円、実績（理論値）：84件）が貸し出され、レンタル実績は順調に推移している。

(要因)

- ・ 新規登録作品のレンタル開始に関する報道機関への情報提供や各種イベント等でのチラシの折込み、県庁行政棟の1階ロビーや地下食堂等におけるレンタル作品の展示等を行い、県民や民間企業等への事業周知を行った結果、新規レンタル先の開拓及び既存レンタル先による継続レンタルが図られた。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

- ・ 特に無し。

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- ・ レンタル収入のうち、毎年度の目標のレンタル数を超えた部分（制作者への30%還元分は除く）は受託業者の収入となり、受託業者にとってのインセンティブとなるため、より効率的な事業展開を行えている。

4 事業費（千円）	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳 出	6,586	4,340		時 間	300	300	
（うち一般財源）	6,586	4,340		人件費（千円）	1,212	1,212	

5 見直しの内容

繼続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）

終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

- ・ 障がいのある人に対する県民の理解を促進するとともに、障害のある人の収入向上、文化芸術活動を通じた社会参加をさらに推進していくため、県としても事業を継続していく必要がある。

【見直し内容】

- ・ レンタル件数の増加に伴う人件費コストの増大に対応するため、レンタル以外のメニューの追加（例：レプリカの販売）を行う。
- ・ 登録作家の一定程度の収入確保には繋がっているものの、さらなる収入向上を図るため、レンタル実績の少ない地域において、地元の企業や店舗、住民向けにレンタル作品の展示会を開催するなど、レンタル先の拡大に向けた積極的な周知広報を行う。

(様式 1 号)

R5 年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	脱炭素社会推進事業（中小企業支援）			部課（室）	環境部 環境保全課	事業開始年度	H21
総合計画	4つの柱	1	世界を視野に、未来を見据えて成長し、発展する	中項目	6	グリーン社会の実現	
	小項目	1	脱炭素化の推進と産業の育成	具体的な取組	1	温室効果ガスの排出削減と吸収源対策の推進	

1 事業のねらい・目的

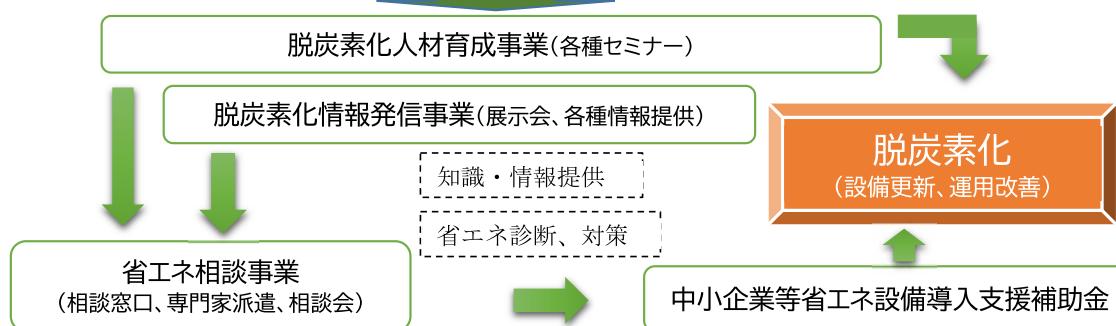
- 脱炭素化人材育成、脱炭素化情報発信、省エネ相談、中小企業等省エネ設備導入支援補助金の各事業の実施により、県内中小企業等の脱炭素化や省エネ対策を促進し、R12(2030)年までに業務部門(オフィス・商業施設等)の温室効果ガス排出量の60%削減(H25(2013)年度比)を図る

2 事業概要

- (1) 省エネルギー推進会議運営
 - ・県内事業者における省エネルギーの取組を進めるために、事業者団体、民間企業、行政等で構成される「福岡県省エネルギー推進会議」を設置し、各主体での取組を促進
- (2) 脱炭素化人材育成事業
 - ・経営者の省エネに対する意識改革を図るために講座を開催
 - ・中小企業等が脱炭素化に関する必要な知識や技術を習得する省エネ講座を実施
 - ・業種の特徴に応じた補助金セミナーやZEBを実施している事業所への現地見学会を開催
- (3) 脱炭素化情報発信事業
 - ・省エネに関する優良な技術・製品等を紹介する展示商談会を開催
- (4) 省エネ相談事業
 - ・省エネルギーに関する相談を受け、現地診断を実施の上、運用面や設備面での改善方法等に関する提案を実施
- (5) 中小企業等省エネ設備導入支援補助金
 - ・中小企業等に、省エネ効果が期待できる既存設備の更新や機器の導入を支援する補助金事業を実施

【事業スキーム図】

福岡県省エネルギー推進会議



3 成果指標及び進捗状況

成果指標	H25(基準)	~	H30	R1	R2	R3	R4	R5	~	R12
業務部門のエネルギー消費量	目標	~								► 1.00 GJ/m²
	実績	1.24 GJ/m²		1.13GJ/m²	1.10GJ/m²	1.05GJ/m²	集計中	-	-	
	削減率	-		9%	11%	16%	-	-	-	20%

※GJ/m² (ギガジュール平方メートル) : 床面積 1 m²あたりのエネルギー消費量。

(細)事項名	成果指標	H28(基準)	~	R3	R4	R5	R6
脱炭素化人材育成事業	セミナー参加者満足度 (経営者・技術者)	目標		84%	90%	96%	100%
	実績	54%		82%	85%		
省エネ相談事業	セミナー参加者満足度 (補助金)	目標		83%	88%	93%	98%
	実績	58%		81%	76%		
中小企業等省エネ設備導入支援補助金	現場指導数	目標	80件	70件	70件	70件	
	実績	73件		70件	99件		
	運用改善等実施企業の割合	目標	80%	80%	80%	80%	80%
	実績	74%		79%			
	申請件数	目標			100件	80件	80件
	実績				45件		
	エネルギー削減量	目標			0.06GJ/m²	0.06GJ/m²	0.06GJ/m²
	実績				0.08GJ/m²		

【成果指標の設定根拠】

- ・福岡県地球温暖化対策実行計画（第2次）に掲げる「業務部門のエネルギー消費量削減の目安」を成果指標とする。業務部門は、電力からの二酸化炭素排出量が8割を超えており、電力の排出係数の影響を大きく受けるため、削減努力を正しく把握するために「二酸化炭素の排出量」ではなく排出係数の影響を受けない「エネルギー消費量削減の目安」を指標としている。なお、R2(2020)年度の業務部門における福岡県の二酸化炭素排出量は、H25年度比45.8%の削減。
- ・脱炭素化人材育成事業：効果的な情報提供と脱炭素への意欲向上の度合いを測るため、セミナーの満足度を成果指標とする。
- ・省エネ相談事業：事業者が自身のエネルギー使用状況とその改善策を把握し、機器の運用改善等に取り組むことが重要であるため、指導数と改善等実施企業の割合を成果指標とする。
- ・中小企業等省エネ設備導入支援補助金：脱炭素化に向けた機器更新に取り組む事業者数と機器更新による省エネ効果を測るために、申請件数とエネルギー削減量を成果指標とする。

【目標値の設定根拠】

- ・福岡県地球温暖化対策実行計画（第2次）に掲げる「業務部門のエネルギー消費量削減の目安」を目標値とする。福岡県の温室効果ガス排出量は、様々な統計資料から把握するエネルギー使用量から推計している。この統計資料の収集において、3年前の統計データしかとれないものがあるため、直近の実績はR2となっている。
- ・脱炭素化人材育成事業：参加者アンケートの内容を踏まえ、セミナー内容の改善を図ることで、基準年度から毎年5～6%の増加を見込み、満足度100%を目指す。
- ・省エネ相談事業：人員、体制、予算などの要因により改善取組が難しい事業者も一定数存在するため、全体の80%を目標値としている。提案した運用面・設備面の改善に要する期間を確保した上で、対応状況を確認しているため、例年2月頃に調査しており、直近の実績はR3となっている。
- ・中小企業等省エネ設備導入支援補助金：申請要件である「省エネ診断」の実施状況やその省エネ効果、前年度の申請実績を基に目標値を設定している。

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

- ・脱炭素化人材育成事業：基準年度と比較すると満足度は大きく増加しており、一定の効果は出ているが、目標値を下回っており、事業者のニーズに即したセミナー内容への改善が必要である。
- ・省エネ相談事業：概ね目標を達成している。近年需要が高まっている事業であり、引き続き取り組んでいく。
- ・中小企業等省エネ設備導入支援補助金：エネルギー削減量は上回ったが、申請件数の目標値は大きく下回ったため、省エネ設備導入を促進し、中小企業の脱炭素化をさらに後押ししていく必要がある。

(要因)

- ・脱炭素化人材育成事業：各セミナー2～4つの演題で構成されているが、演題ごとの満足度の差に大きな差があり、全体の満足度低下につながった。
- ・中小企業等省エネ設備導入支援補助金：R4年度は7月に公募を開始したが、世界的な半導体不足等による設備の調達や機器の設置工事等に時間を要したことから、申請件数の低減につながった。なお、想定よりも大規模な機器更新を行うケースが多くあったため、エネルギー削減量は目標値を上回った。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

- ・事業内容の改善に努め、目標達成を目指していく必要があり、目標値の見直しは行わない。

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- ・脱炭素化人材育成事業：R4年度はアンケートでニーズの高かったZEB見学会を追加した。R5年度はニーズや社会情勢を踏まえ、内容の見直しを検討している。
- ・中小企業等省エネ設備導入支援補助金：今年度は、前年度より2か月程度早く公募を開始するとともに、申請様式の簡略化や記載例の作成、手引きの充実などを行い、申請件数の増加に努めている。

4 事業費（千円）	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳 出	56,576	104,280		時 間	1,770	1,891	
（うち一般財源）	56,576	104,280		人件費（千円）	7,147	7,636	

5 見直しの内容

継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）一部改善 縮小 ）
終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

- ・下記見直しを実施し、より効果的な事業実施に努める。

【見直し内容】

- ・脱炭素化人材育成事業：アンケートのニーズ等を踏まえ、改善を図る。
- ・中小企業等省エネ設備導入支援補助金：今年度中に補助金申請審査業務の受託事業者選定を完了し、R6年度の早い時期から補助金申請を公募開始出来るよう事業計画を見直す。

(様式 1 号)

R5 年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	農商工連携強化事業			部課(室)	商工部 新事業支援課	事業 開始年度	H24
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	8	中小企業の振興	
	小項目	2	新たな事業展開の促進	具体的な取組	4	商品開発・販路開拓支援	

1 事業のねらい・目的

(公財)福岡県中小企業振興センター内に「農商工連携アドバイザー」を配置し、商工業者と農林漁業者の連携による商品開発・改良と販路開拓に向けた助言・指導を行い、地域経済を担う中小企業・小規模事業者の成長と、それによる地域活性化を目指す。

2 事業概要

1 農商工連携アドバイザーの設置

- ・設置場所 (公財)福岡県中小企業振興センター内、ふくおか6次産業化・農商工連携サポートセンター(福岡県農山漁村発イノベーションサポートセンター)
- ・設置人数 3名 (商品開発・販路拡大に係る経験とノウハウを有する者)
- ・従事時間 月10時間(訪問指導等)、4時間/回(商談力強化・商談マッチング)
- ・アドバイザーの役割
 - ① 商品開発・改良支援
 - ・商工業者および農林水産業者からの依頼により商品開発を支援
 - ・市場ニーズを踏まえた商品改良を支援
 - ② 販路開拓支援
 - ・アドバイザーのネットワークを活用した商談先企業の開拓
 - ・SNS等を活用したWEBマーケティング、ECを支援

2 商品力強化・商談マッチング

【消費者モニター調査会】(年2回開催)

座談会形式で一般消費者の声を聴く機会を提供し、商品のブラッシュアップにつなげる。

【バイヤー求評会】(年2回開催)

東京の大手小売業のバイヤーを招へいして商品に対する評価をもらい、商品力の向上につなげる。

【個別商談会】(年1回開催)

県内外のバイヤーとの商談をマッチングし、商品の販路拡大につなげる。

- ・対象者 農商工連携に取り組む県内中小企業者

【参考：農商工連携アドバイザーによる支援事例】

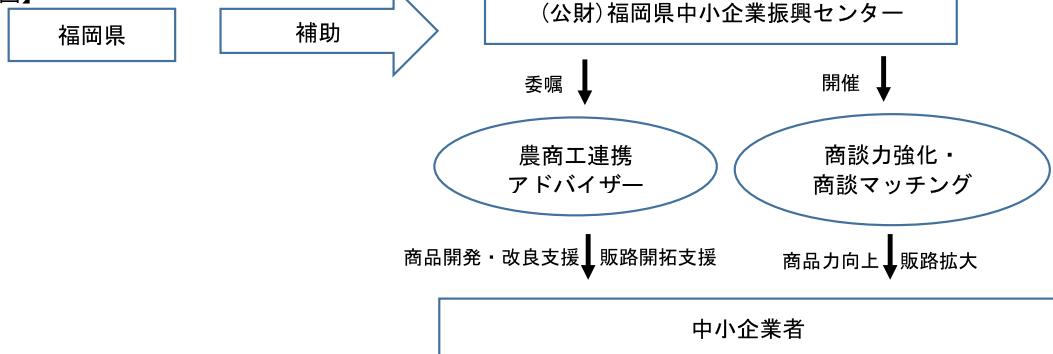
【くるめ高良山メンマ】



【ちゅうちゅうジュレ】



【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R2	R3	R4	R5	R6	R7
新規商品開発・改良件数	目標	-	50	50	50	50	50
	実績	47	58	62	10		
個別商談会参加事業者数	目標	-	-	-	50	50	50
	実績	-	52	27			

※R5は、7月末時点の実績。

【成果指標の設定根拠】

本事業は、商工業者と農林漁業者の連携を支援するものであることから、農商工連携アドバイザーが支援した商品開発・改良件数を指標とする。

また、農商工連携商品の販路拡大を支援する事業であることから、令和5年度以降はバイヤーとの個別商談会への参加事業者数を新規指標として設定する。

【目標値の設定根拠】

新規商品開発・改良件数については、令和2年度実績を基準として、同程度の実績を目標値とする。

個別商談会参加事業者数について、令和3年度を基準とし、令和5年度以降は同程度の実績を目標値とする。

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

令和4年度の商品開発・改良件数は62件であり、目標を達成した。

※個別商談会参加事業者数の目標値は令和5年度から設定のため評価なし。

(要因)

商品開発における企業の強みやターゲットの選定、製造方法の確立や販路策定の支援に加え、商品のネーミングやパッケージデザインに対するアドバイスなど、専門的な知識や経験を有する農商工連携アドバイザーが適切な助言を行ったため。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

有

(有の場合、その内容)

令和4年度以前は農商工連携の知識醸成のため、セミナーを中心に実施していたが、令和5年度以降は、農商工連携の更なる促進のため、商品開発、販路開拓、モニター調査、バイヤー求評会、個別商談会を実施するなどステップアップによる商品力向上を図る事業内容に改善した。

改善後の目標値については、令和5年度実績を分析し、必要に応じて随時見直していく。

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

販路開拓においては、従来の個別事業者ごとの売り込みに加え、商談会などを活用し、バイヤーにアピールする方法を取り入れるなど、より効率的な手法を考案し、実行に移している。

また、商談会で配布する冊子は簡素化し、HPやSNSを活用した広報を実施している。

4 事業費（千円）	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	4,034	4,034		時間	1,840	1,840	
（うち一般財源）	4,034	4,034		人件費（千円）	7,430	7,430	

5 見直しの内容

継続（ 拡充

改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）

一部改善

縮小 ）

終了（ 完了

再構築（他の事業に組み替え）

廃止 ）

【上記の理由】

地域経済を担う中小企業・小規模事業者の成長を図るため、事業改善した内容（開発した商品の販路開拓策）を一層推進する必要がある。

【見直し内容】

令和5年度の商談会実績を分析し、効果的な販路開拓支援につながるよう、必要に応じて事業内容の一部改善を検討する。

(様式 1 号)

R5 年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	動物保健衛生推進事業			部課(室)	農林水産部 畜産課		事業開始年度	R3
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	9	農林水産業の振興		
	小項目	4	持続可能な農林水産業に向けたワンヘルスの推進	具体的な取組	4	動物の保健衛生の一元化と家畜防疫の強化		

1 事業のねらい・目的																																																	
<p>人と動物の健康と環境の健全な状態を一体的に守ろうとする考え方をワンヘルスといい、ワンヘルスを実践するためには人と同様に動物の保健衛生の監視が重要。</p> <p>ワンヘルス推進基本条例に基づき、県は、筑後家畜保健衛生所をみやま市に移転するとともに、筑後地域の家畜及び県域の愛玩・展示動物、野生動物の感染症の動向を一元的に把握する動物保健衛生所を開設し、ワンヘルスの推進を図る。</p> <p>人材の育成・確保を目的とした研修の実施、業務内容の検討、庁舎の基本設計及び実施設計の業者委託を行い、令和9年度中の動物保健衛生所の開設を目指す。</p>																																																	
2 事業概要																																																	
<p>1 動物保健衛生所を担う人材の育成・確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○基礎研修 家畜伝染病の診断業務を専門とする中央家畜保健衛生所病性鑑定課の職員が講師となり、家畜保健衛生所職員に対し、基本的な検査技術を研修（内部研修） ○専門研修 国立感染症研究所や獣医系大学が行う研修に家畜保健衛生所職員を派遣（外部研修） 研修受講後は派遣された家畜保健衛生所職員による伝達研修を実施（内部研修） ○検査方法の実証及び検査マニュアル作成準備 実施予定の検査を試行し、対象疾病の検査マニュアル作成のための準備を行う <p>2 動物保健衛生所で行う業務内容の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ○業務検討委員会、業務検討チーム会議の開催 ○国立感染症研究所や獣医系大学等の専門機関、県内関係機関と連携し、業務スキームを構築 <p>3 庁舎の基本設計、既存庁舎改修の基本設計及び実施設計</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新築する庁舎の地質調査、基本設計 ○既存施設改修の基本設計及び実施設計委託 																																																	
【事業スキーム図】																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">人材育成</td> <td colspan="5">基礎研修</td> </tr> <tr> <td colspan="5">専門研修</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>検査方法の実証</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">業務検討</td> <td colspan="5">業務検討</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="3">業務スキーム構築のための関係機関、専門機関との連携</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">施設整備（既存）</td> <td></td> <td>基本構想</td> <td>基本設計</td> <td>実施設計</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>基本構想</td> <td>基本設計</td> <td>実施設計</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>工事発注事務 工事発注事務</td> </tr> </tbody> </table>		R3	R4	R5	R6	R7	人材育成	基礎研修					専門研修							検査方法の実証			業務検討	業務検討							業務スキーム構築のための関係機関、専門機関との連携			施設整備（既存）		基本構想	基本設計	実施設計			基本構想	基本設計	実施設計						工事発注事務 工事発注事務
	R3	R4	R5	R6	R7																																												
人材育成	基礎研修																																																
	専門研修																																																
			検査方法の実証																																														
業務検討	業務検討																																																
			業務スキーム構築のための関係機関、専門機関との連携																																														
施設整備（既存）		基本構想	基本設計	実施設計																																													
		基本構想	基本設計	実施設計																																													
					工事発注事務 工事発注事務																																												

3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R2	R3	R4	R5	R6	R7
野生動物技術研修受講者	目標	—	20	20	20	20	20
	実績	0	26	44	調査中		
愛玩・展示動物技術研修受講者	目標	—	20	20	20	20	20
	実績	0	26	44	調査中		

【成果指標の設定根拠】

動物保健衛生所の業務を担う人材の育成・確保のため、基礎研修、専門研修またはその伝達研修を受講した家畜保健衛生所職員を成果指標に設定。

【目標値の設定根拠】

令和3年度から5年度の3年間で家畜保健衛生所職員全員（55人）が研修を受講することを目標に設定。
令和6年度以降も引き続き、人材の育成・確保を目的とした研修を実施予定のため、同様の目標を設定。

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

家畜保健衛生所職員が、基礎研修で基本的な検査技術を取得したのち専門研修を受講することで、研修内容の理解が深まった。また、専門研修を受講した家畜保健衛生所職員が伝達研修を行うことで、より多くの家畜保健衛生所職員が野生動物医学や人獣共通感染症等についての専門知識を共有することができた。

(要因)

基礎研修、専門研修及び伝達研修を行うことで、より多くの家畜保健衛生所職員が受講できた。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

専門研修を受講した家畜保健衛生所職員が伝達研修（内部研修）を実施したことで、効率的に多くの家畜保健衛生所職員に知見を共有することができた。

4 事業費（千円）	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	25,000	54,606		時間	1,090	2,315	
（うち一般財源）	25,000	50,906		人件費（千円）	4,402	9,348	

5 見直しの内容

継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）一部改善 縮小）
終了（完了 再構築（他の事業に組み替え）廃止）

【上記の理由】

令和9年度中に動物保健衛生所を開設し、動物保健衛生所の業務を行うためには、今後も継続して人材の育成・確保や業務内容の検討を継続して行う必要がある。

【見直し内容】

動物保健衛生所で新たに実施する愛玩・展示動物及び野生動物の人獣共通感染症、薬剤耐性菌、家畜伝染病の調査研究に対応できる人材を育成するため、令和6年度から獣医系大学において長期間（1年程度）の専門研修を行う。

(様式1号)

R5年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	パトロール強化事業			部課(室)	警察本部地域部 地域総務課	事業 開始年度	H15
総合 計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して生み育てることができる	中項目	20	安全で安心して暮らせる地域づくり	
	小項目	2	犯罪や事故のない地域づくりの推進	具体的な 取組	1	県民の身近で発生する犯罪の抑止対策の推進	

1 事業のねらい・目的

警察官の街頭活動（パトロール活動）を強化することにより、犯罪の総量抑制と検挙向上による県内治安の回復を図り、県民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現をめざす。

2 事業概要

【事業概要】

- 1 交番・駐在所の再編（平成15年に大規模な再編を実施）
 - 小規模交番を隣接交番に統合し、少なくとも1当務原則として2人以上の交番に転換・大型化し、パトロールや有事即応体制を強化する。
- 2 機動力・顯示力の強化（小型警ら車（ミニパト）の配備）
 - 原則として、全交番に小型警ら車を配備することにより機動力・顯示力の高いパトロールを実施し、犯罪の抑止・検挙向上を図るとともに交番等施設の廃止に伴う住民の不安感の解消を図る。

【事業計画と実績】

1 交番・駐在所の再編

- ・ 交番
 - 再編前：276所 → 現在：222所 △ 54所
- ・ 駐在所
 - 再編前：294所 → 現在：107所 △ 187所
- ・ 合計
 - 再編前：570所 → 現在：329所 △ 241所

2 小型警ら車の配備

- | | | |
|------|--|-------------------------|
| 102台 | 平成15年度 87台配備（交番用）
平成16年度 8台配備（交番用）
平成18年度 3台配備（交番用）
平成29年度 3台配備（交番用）
令和元年度 1台配備（交番用） | 駐車場を確保した交番に
小型警ら車を配備 |
|------|--|-------------------------|

※ 令和2年度以降の配備はなく、102台を更新・整備して運用

平成24年度から令和3年度にかけて、当初配備車両98台（平成15～18年度）を減耗更新（第1期）

令和4年度から令和13年度にかけて、現配備車両102台を順次減耗更新予定（第2期）

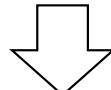
【事業スキーム図】

危機的水準にあった治安の回復のため、犯罪の抑止と検挙向上を図る。

【手段】

- 1 街頭活動強化のための交番・駐在所の再編による活動基盤を整備
 - 小規模交番を隣接交番に統合し、大型化
駐在所を再編し、交番へ転換（24時間体制へ）
- 2 顯示力・機動力の高い街頭活動（パトロール活動）を実施
 - 全交番に小型警ら車を配備

再編（交番・駐在所がなくなる）に対する不安感



小型警ら車で管内の隅々までパトロールをしっかり行い、治安の回復を図る。

3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R1	R2	R3	R4	～	R8
性犯罪認知件数（総合計画）	目標	380件以下		380件以下 → 190件以下	190件以下		190件以下 → 23,000件以下
	実績	321件	228件	251件	281件		
刑法犯認知件数（総合計画）	目標	—	—	—	23,000件以下		23,000件以下 → 28,773件
	実績	34,520件	27,627件	26,337件	28,773件		

【成果指標の設定根拠】

福岡県総合計画においては、特に対策を講ずる必要がある個別の犯罪に関する数値目標を示しているが、このうち、県民の体感治安に直結し、本事業（パトロール事業）と密接に関連する「性犯罪認知件数」及び「刑法犯認知件数」を成果指標として設定する。

【目標値の設定根拠】

福岡県の各種事犯の発生状況等、犯罪情勢を踏まえ、「性犯罪認知件数」及び「刑法犯認知件数」の数値目標を設定している。

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

- 令和元年（新型コロナウイルス感染症のまん延前）と比較すれば、「性犯罪認知件数」及び「刑法犯認知件数」はともに減少しており、本事業におけるパトロール活動の実施が県民の安全・安心の確保に寄与していると考える。
- 令和4年における性犯罪認知件数は281件（前年比+30件）、刑法犯認知件数は28,773件（前年比+2,436件）と前年より増加していることから、犯罪の発生実態を分析し、より効果的なパトロール活動を実施していく必要がある。

(要因)

前年より各認知件数が増加した要因としては、新型コロナウイルス感染症の沈静化により、経済活動等が活性化したことなどが影響していると思われる。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

福岡県総合計画において示した「性犯罪認知件数」及び「刑法犯認知件数」の数値目標を達成するため、現在の目標値を今後も継続する。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

なし

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- 犯罪及び事故を抑止するとともに、地域住民に警察の活動を知らせ、安心感を醸成するため、赤色灯を点灯させた走行（レッド走行）を推進することで、パトロール活動の効果を高めた。
- 現場警察官が携帯するデータ端末（P III）を最大限活用するための基盤を構築し、迅速・的確な事件事故の早期解決を図ることで、創出時間によるパトロール活動の強化を図った。

4 事業費（千円）	R4決算	R5当初	R6当初	R5当初	人件費	R4	R5	R6
歳 出	149,422	162,413		162,413	時 間	7,044	7,044	
（うち一般財源）	85,340	95,214		95,214	人件費（千円）	28,444	28,444	

5 見直しの内容

（継続）（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）一部改善 縮小 ）
（終了）（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

- 令和4年度県政モニターアンケートにおいて、警察が今後、特に力を入れるべき活動として、「パトカーや制服警察官によるパトロール」を望む回答が最も多く、県民の要望に応えるためにも、引き続き、本事業を継続する。
- 成果指標については、上記のとおり総合計画に明記された「性犯罪認知件数」及び「刑法犯認知件数」の2項目としているが、治安事象は常に変化しており、「県民の安全・安心の確保」に向けて、その時々の治安課題や犯罪の発生傾向に応じたパトロール活動を展開していく必要がある。

【見直し内容】

(費用対効果の向上)

- 各警察署の管内実態に応じ、パトカーだけでなくオートバイや自転車も活用するなど「効果的な街頭活動推進のためのパトロールの在り方等の見直し」を行い、燃料費を始めとした経費の有効活用を図る。
- （部局間の調整・連携）
 - 部内各課との連携を密にして犯罪やその前兆事案等の情報の共有化を図るとともに、犯罪の発生実態を多角的に分析することで、それぞれの管内実態に即した効果的なパトロール活動の実施に努める。
 - 県民の体感治安改善に向けて、県が毎年実施する「県政モニター」、「県民ニーズ調査」のアンケート結果や地域住民からの要望等を参考としてパトロール活動に反映する。